

説明資料

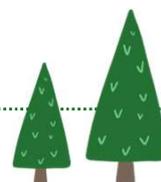


那珂川市まちづくり住民参画条例の 概要及び委員会の役割について



目次

- 01 那珂川市まちづくり住民参画条例とは
- 02 市・市民のそれぞれの役割について
- 03 住民参画の対象・参画の方法について
- 04 住民参画推進委員会とは
- 05 住民参画推進委員会の振り返りと進め方



那珂川市まちづくり住民参画条例 とは？

01



01

那珂川市まちづくり住民参画条例とは？

那珂川市まちづくり 住民参画条例とは

住民のみなさん一人ひとりが、自らの手で公共を担うという強い意志のもとに、住民のみなさんと市が助け合い協力し合って、協働によるまちづくりを推進していくための基本的なルールを定めたもの

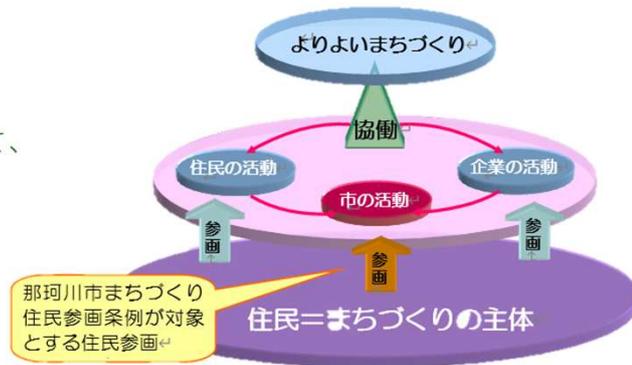


01

那珂川市まちづくり住民参画条例とは？

「住民参画」の意味について

住民の皆さんが市の活動や事業に対して、計画の段階から加わること



01

那珂川市まちづくり住民参画条例とは？

なぜこの条例がつけられたか

ライフスタイルの変化などにより
住民ニーズが、多様化、高度化、個別化

市だけではそれら一つひとつのニーズ
に対応し、解決することが困難

地域社会に対する無関心層の増加により、
住民同士の関係が薄れている

住民の皆様と市が協力し合って、様々な
課題や問題を解決していくことが重要

「那珂川市まちづくり住民参画条例」を制定

02

市・市民の それぞれの役割



02

市・市民のそれぞれの役割

市民の役割

まちづくりの主体であるという意識を常にもち、那珂川市全体の課題を**自分の課題としてとらえ**、解決に向けて考え、行動をする姿勢を持つ。

そのためにも、市内にはどのような課題があるのか？どのような人がいるのか？市はどんな活動をしているのか？ということに関心を持つことを**日頃から心がける**。

条例に定められている役割

- 自らの果たすべき責任及び役割を自覚し、住民参画をするよう努める
- 地域内での人のつながりを大切にし、広げていくように努める
- 地域活動やボランティア活動等に理解を深め、積極的に参加するように努める
- 住民相互の立場や意見を尊重しあい、思いやりと協働性を持って、住民参画するように努める
- 市政に関心を持ち、自分達のまちをつくるという意欲と自覚に基づいて自発的に住民参画するように努める



02

市・市民のそれぞれの役割

市の役割

那珂川市の発展のために積極的に地域活動やボランティアなどに参加しなければならない。

また、住民参画を広く求め、進めていくために、住民のみなさんに対して公平かつ**確に情報を発信し**、住民のみなさんの意見をきちんと受け止め、**誠意を持って説明**することを日頃から心がける。

条例に定められている役割

- 自分達のまちをつくるという自覚と責任を持って業務にあたり、積極的に地域活動やボランティア活動等に参加するよう努める
- 住民参画を推進していくために、庁内で情報を共有し、住民の意向や意見に対して、誠意を持って説明責任を果たす
- 市政に関する情報を公開し、積極的に住民に発信する
- 住民の意向や意見を把握し、施策に反映させるための住民参画の機会を、積極的に設ける



03

住民参画の対象 と参画の方法



03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の対象

政策の基本方針
や計画

憲章や宣言

基本方針を
定める条例

住民の権利を
制限する条例

大規模な施設
設置に係る計画

生活に重大な
影響を及ぼす
制度



03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の方法

審議会等

公聴会

住民説明会

ワークショップ

パブリック・
コメント

アンケート

モニター

住民政策提案

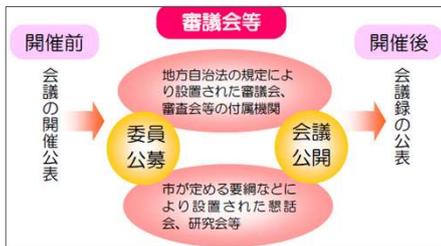
03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の方法

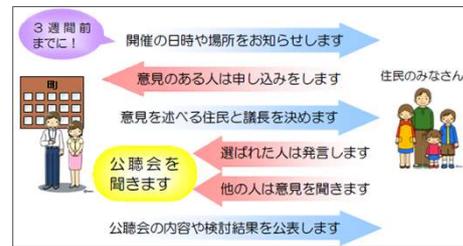
審議会等

市が、学識経験者や専門家、公募住民などからなる機関に意見を聴く方法



公聴会

計画や事業の内容によって影響を受ける人たちの意見を前もって聴く方法



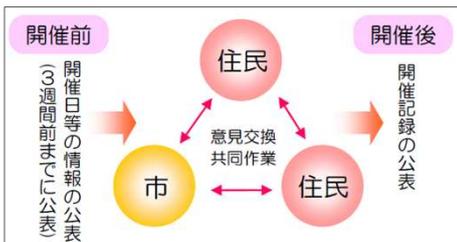
03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の方法

住民説明会

市が住民のみなさんに計画や事業などを説明し、意見を聴いたり一緒に検討したりする方法



ワークショップ

計画の立案や事業の実施などを行う際に、関係する参加者が対等な関係で、自由に意見を出し合い、一定の総意をつくっていく参加型の会議の方法



03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の方法

パブリック・コメント

市が計画案を提示し、その内容について住民のみなさんから意見を求める方法



アンケート

性別や年代、地域など一定の数の住民の皆さんに同じ質問をして、多くの人の考え方を聴く方法

あなたご自身のことについてお答えをお願いします。

問1. それぞれの項目ごとに、該当する番号上つに○印をつけてください。

(1) あなたの性別は 1. 男 2. 女

(2) このまちに住んで何年になりますか。該当する番号上つに○印をつけてください。

1. 1年未満 2. 1～2年 3. 3～5年 4. 6～10年
5. 10年以上

生活環境についてお答えをお願いします。

問2. あなたは、全体的にみて、住みよいと思いますが、それとも住みにくくと思いますか。該当する番号上つに○印をつけてください。

1. 住みよい 2. どちらかといえば住みよい
3. どちらともいえない(普通) 4. どちらかといえば住みにくい
5. 住みにくい

03

住民参画の対象と参画の方法について

住民参画の方法

モニター

公募した住民のみなさんをあらかじめモニターとして登録し、市が行う計画や事業について、アンケートやレポート、関係する会議に出席などによって意見を聴く方法



住民政策提案

市の将来像を実現するために、具体的な施策などを住民のみなさん自らが提案する方法



住民参画推進委員会 とは？



04

住民参画推進委員会とは？

委員会の役割

第18条第1項

この条例に定める住民参画の適切な運用及び住民参画を推進する上で必要な事項を審議するために那珂川市住民参画推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）を設置します。

役割

住民参画の適切な運用がされているか、住民参画を推進する上で検討が必要な事項がないかを審議していただくこと

位置づけ

地方自治法の規定による執行機関の附属機関



委員会の審議内容

第18条第2項

推進委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、住民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項



委員会の審議内容

第18条第2項

推進委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、住民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。



委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項

条例に規定する住民参画の対象施策でありながら、緊急を要するものとして住民参画を実施しなかった事項



委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項

住民参画が適切な時期に行われたか、その方法は適切だったか否かなどの評価を行うこと。



04

住民参画推進委員会とは？

委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) **この条例の運用状況に関する事項**
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項

住民参画条例が適正に運用されているか否かの審議をすること。



04

住民参画推進委員会とは？

委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) **住民参画の方法の研究及び改善に関する事項**
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項

住民参画の方法の更なる研究を行ったり、改善に関することを審議すること。



04

住民参画推進委員会とは？

委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項



この条例の見直しが必要かどうか調査研究すること。



04

住民参画推進委員会とは？

委員会の審議内容

第18条第2項

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 住民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 住民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民参画に関する基本的事項



住民参画に関する基本的な事項の調査・研究・審議すること。



05

住民参画推進委員会の 振り返りと進め方



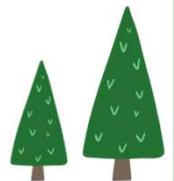
05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第7期の振り返り (R6.1.4~R8.1.3)

第1回 (R6.2.19)

- 本委員会・条例の概要説明、第6期の振り返り、第7期の進め方の説明
- まちの底力応援補助金の課題について審議
- 協働研修について審議



05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第7期の振り返り (R6.1.4~R8.1.3)

第2回 (R6.7.31)

- 令和5年度住民参画の実施状況、令和6年度の実施予定の報告
- 協働研修について審議



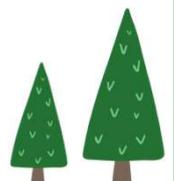
05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第7期の振り返り (R6.1.4~R8.1.3)

第3回 (R7.3.4)

- 住民政策提案「すべての子どもたちに学びの機会の確保を求めるための政策提案」の報告
- 協働研修について審議



05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第7期の振り返り (R6.1.4~R8.1.3)

第4回 (R7.8.4)

- 令和6年度住民参画の実施状況、令和7年度の実施予定の報告
- 第7期住民参画推進委員を終えての感想



05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第8期の進め方 (R8.1.4~R10.1.3)

第1回 (R8.1.0)

- 住民参画条例の概要と委員会の役割の説明
- 第7期の振り返り・第8期の進め方の説明



05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第8期の進め方 (R8.1.4~R10.1.3)

第2回 (R8.7~8)

- 令和7年度・令和8年度の住民参画の状況報告
- まちの底力応援補助金について報告



05

住民参画推進委員会の振り返りと進め方

第8期の進め方 (R8.1.4~R10.1.3)

第3回 (R9.1~2)

- まちの底力応援補助金について
- その他



第8期の進め方 (R8.1.4~R10.1.3)

第4回 (R9.7~8)

- 令和8年度・令和9年度の住民参画の状況報告
- 第8期を終えての感想

